### 宿泊税導入検討の経緯(第1章・第2章)

- ・本市は、テーマパークを中心として市外や県外だけ でなく世界各国から観光客が訪れる世界規模の観光 地を持つ一方、首都圏のベッドタウンという側面を持 つ特殊な特徴を持つ地域である。
- ・本市の宿泊者も年間800万人以上と来訪者から生じる行 政需要に対応するための財源の確保が課題となっている。
- ・観光振興や多くの来訪者から生じる様々な行政需要に対応する ため、庁内検討を経て、**令和6年4月に「浦安市宿泊税導** 入検討委員会」を設置し、より幅広い視点・客観的な視点 で検討を行うものとした。

## 宿泊税に関するアンケート結果 (第3章)

#### 宿泊事業者

- 望ましい使途は、**宿泊者へのサービス向上**に資するものが多い。
- 税率は、300円程度を超えると影響が大きくなると
- 感じる事業者が多い。
- 修学旅行生に配慮が必要との意見が一定数あり。

#### 宿泊者

- 宿泊目的の9割程度がテーマパーク観光
- 望ましい使途として、**移動の円滑化、快適で安全・安心** な滞在環境の構築が半数以上を占める。
- 税率は、300円を境に許容度に差が生じている。

#### 市民

- 回答者の<u>6割以上が観光客増による影響</u>を感じている。 特に、公共交通機関の混雑や交通渋滞への影響が多い。
- 望ましい使途として、**市民サービスの向上**(観光客向けに使われていた予算が市民サービスに向けられる)が最も 多い。

## 宿泊税とは?

宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に支払う**法定外税**で、主に **観光振興目的の財源**として期待されるもの。

現在、9自治体(令和6年9月)で導入されており、千葉県内 においても、浦安市のほか、千葉県、南房総市などが導入検 討を進めている。

## 宿泊税導入に向けて

宿泊税導入検討にあたっては、宿泊者に対する税制の簡素 化や徴収事務の負担軽減、必要十分な税収の確保等の観点 から**千葉県と調整を図る必要がある。** 

県との主な調整事項

税率、課税免除、徴収方法、報奨金、導入時期 導入にあたっての説明・周知など

## 浦安市における宿泊税の使途 (第4章)

(宿泊税導入で取り組む観光振興施策の方向性)

#### 1. 観光まちづくり

#### ○観光まちづくりの推進

- ・住民・観光客の安心・安全の確保
- ・安全・快適な受入環境の整備
- ・全ての住民・観光客が快適に 過ごせる環境整備

#### ○地域観光コミュニティの活 性化

・観光客の受容力向上や観光消 費の拡大に向けた観光産業の担 い手づくり

## ○地域観光マーケティングの

2. 地域観光マーケティング

## 推進

- ・持続可能な観光を可能とする 国内外の観光客の誘致に向けた 活動
- ・情報発信基盤の整備
- ○地域産業との連携促進
- ・観光産業と地場産業の連携促進による観光消費の拡大

# ○観光DXの推進(デジタル技術を活用した地域観光マーケティング、マネジメントの高度化)

#### 3. 推進基盤体制の強化

宿泊税事務の 円滑な運営 特別徴収義務者報奨金制度の創設財務会計システム改修補助金の創設

## 浦安市における課税要件 (第5章)

課税客体	市内の「ホテル、旅館、簡易宿 所、民泊」への宿泊
納税義務者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数
税率	一律定額制 100円から150円の範囲内
免税点	なし(設定しない)
課税免除	・外国大使等の任務遂行に伴う 宿泊 ・対象の学校の生徒及び引率者
徴収方法	特別徴収
特別徴収 義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を 有する者
報奨金	先行自治体における特別徴収義 務者報奨金の状況を踏まえ、設 定する。(導入後の加算措置や 上限の設定については検討)